

■衛生管理者能力向上教育

労働安全衛生法では「事業者は衛生管理者に対する能力向上を図るための教育・講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるよう努めなければならない」とされています。(法第19条の2)

また、厚生労働大臣は、この教育の適切かつ有効な実施を図るため「能力向上教育に関する指針」(平成18年3月31日能力向上教育指針公示第5号)を公表しています。教育は、選任時に行う「初任時教育」とその後概ね5年ごと定期に行う「定期教育」及び必要がある時に行う「随時教育」を実施しなければならないこととされています。